

令和6年
10月1日から



自転車損害賠償 責任保険等への 加入は

自転車も
乗れば車の
仲間入り



義務

になります

©山口県

令和6年4月1日施行

「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」

ヘルメットの着用

すべての年齢層で自転車乗車
時のヘルメット着用が努力義務
とされています。



ヘルメット非着用時の致死率

約 3.9 倍

(山口県内、令和元年から令和5年の事故による)

自転車保険等への加入

(令和6年10月1日から)

自転車利用者等は自転車
損害賠償責任保険等に加
入しなければなりません。

自転車事故の高額賠償事例

約 9,500 万円



山口県

「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」（概要）

第1章 総則

■ 目的

○自転車利用者等の責務や県民等の役割を明らかにし、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定め、関連施策を総合的かつ計画的に推進し、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図るとともに、県民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与

■ 定義

○自転車 ○自転車利用者 ○保護者 ○事業者 ○学校
○関係団体 ○自転車小売業者 ○自転車貸付業者 ○自転車損害賠償責任保険等

■ 基本理念

○自転車利用者、県、県民、関係団体等がそれぞれの責務・役割を果たすとともに、連携・協力して、自転車利用に係る交通事故を防止し、被害者の保護を図る
○自転車を利用するが県民の健康増進、自然環境への負荷の低減、観光の振興に資するという認識の下に行う

■ 責務・役割

○自転車利用者等の責務：自転車利用者の法令の遵守、交通事故防止に関する知識の習得、自動車等運転者の自転車側方通過時の間隔の保持等
○県の責務：市町等との連携・協力、基本的・総合的な施策の策定・実施等
○県民の役割：自転車の安全・適正利用に関する理解と自主的な取組等
○保護者の役割：監護する未成年者への技能・知識の習得
○事業者の役割：従業者への啓発・指導、自転車の安全・適正利用の取組等
○学校の長の役割：児童、生徒等への交通安全教育の実施
○関係団体の役割：自転車の安全・適正利用に関する取組、県等の実施施策への協力

第2章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策等

■ 基本的施策

○県による乗車用ヘルメットの着用推進：市町等と連携し情報提供、啓発等を講ずる
○県による道路交通環境の整備：国等と連携し自転車が安全に通行できる環境を整備
○県による財政上の措置：施策を推進するための必要な財政上の措置を講ずる
○自転車小売業者による情報提供等：自転車の安全・適正利用に関する情報提供や助言
○自転車貸付業者による情報提供等：自転車の安全・適正利用に関する情報提供や助言
○自転車利用者等による自転車の点検及び整備：自転車の必要な点検・整備の実施

第3章 自転車損害賠償責任保険等

■ 自転車損害賠償責任保険等への加入

- 自転車利用者・保護者、自転車を利用する事業者、自転車貸付業者の加入義務

■ 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等

- 自転車小売業者：自転車購入者への加入確認と情報提供
- 事業者：自転車で通勤する従業員への加入確認と情報提供
- 自転車貸付業者：自転車の借受者への情報提供

■ 自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供等

- 県：市町、関係団体、保険者等と連携した情報提供や必要な措置
- 学校の長：児童、生徒、保護者等に対する情報提供

《施行期日》

令和6年4月1日

ただし、自転車損害賠償責任保険等は令和6年10月1日から施行